

金沢市中小企業・小規模企業振興基本条例の概要

目的（第1条）

中小企業及び小規模企業の振興について、基本理念を定め、並びに中小企業者及び小規模企業者等の役割及び市の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めることにより、本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

用語の意義（第2条）

中小企業者	中小企業基本法に規定する中小企業者
小規模企業者	中小企業基本法に規定する小規模企業者
中小企業団体等	事業協同組合、企業組合、商店街振興組合 など
企業支援団体	商工会議所、商工会 など
大企業者	中小企業者及び小規模企業者以外の事業者
金融機関	銀行、信用金庫 など
高等教育機関	大学、高等専門学校 など

基本理念（第3条）

- ◇ 中小企業者及び小規模企業者が地域における経済の活性化等に重要な役割を果たしているとの認識の下に、その自主的な努力が助長されること
- ◇ 人材が中小企業及び小規模企業の根幹を支えるものであるとの認識の下に、人材の育成及び確保が図られること
- ◇ 本市固有の地域資源の積極的な活用が重要であると認識すること
- ◇ 中小企業者及び小規模企業者、中小企業団体等、企業支援団体などの役割及び市の責務をそれぞれが担い、相互の理解と連携の下に、協働して行われること
- ◇ 小規模企業者の活力が最大限に発揮されるように行われること

役割、責務（第4条～第11条）

中小企業者及び小規模企業者の役割	<ul style="list-style-type: none">・自主的な経営の向上及び改善・地域社会の維持及び発展への寄与
中小企業団体等の役割	<ul style="list-style-type: none">・中小企業団体の活動の活性化・構成員同士の交流及び連携の促進等
企業支援団体の役割	<ul style="list-style-type: none">・中小企業者及び小規模企業者の取組の積極的な支援
大企業者の役割	<ul style="list-style-type: none">・振興の重要性の理解と施策への協力
金融機関の役割	<ul style="list-style-type: none">・中小企業者及び小規模企業者の取組の支援・企業支援団体が行う中小企業者及び小規模企業者の支援に協力
教育機関の役割	<ul style="list-style-type: none">・中小企業及び小規模企業を担う人材の育成・中小企業者及び小規模企業者の経営の革新への協力
市民の役割	<ul style="list-style-type: none">・振興の重要性の理解
市の責務	<ul style="list-style-type: none">・総合的かつ計画的な施策の策定及び実施・施策への関係者の意見の反映及び理解の促進・相互の連携のための総合的な調整

基本的施策等（第12条～第22条）

- ◇ 計画の策定
 - ◇ 人材の育成及び確保等
 - ◇ 経営の革新等の促進
 - ◇ 創業の促進
 - ◇ 災害時等の事業継続への支援
 - ◇ 中小企業団体等及び企業支援団体の取組の支援 など
- ※実施に当たっては、小規模企業者に必要な配慮をする。

施行期日

公布の日から施行する。